

2 保証成分量その他の規格(肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格)
 肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格(肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格)は、次のとおりである。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百三十三号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十三条第一項の規定に基づき、次のように生産業者及び輸入業者の名称又は住所の変更に係る届出があつたので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年二月二十五日

農林水産大臣 林 芳正

生産業者及び輸入業者の名称又は住所の変更

登録番号 生第88471号

変更前 有限会社ドリームポーク 竹澤

変更後 株式会社ドリームポーク

登録番号 生第88831号、生第88977号

変更前 有限会社栄配送サービス

変更後 株式会社栄配送サービス

登録番号 生第89874号

変更前 岩手県上閉伊郡大槌町大槌第21地割81番地

変更後 岩手県釜石市鶴住居町第10地割30番地1

登録番号 輪第9691号、輪第9692号、輪第9693号、輪第9694号、輪第9701号、輪第9731号、輪第9732号、輪第9733号、輪第9994号、輪第11053号、輪第11111号、輪第11185号、輪第11370号、輪第11953号、輪第12286号、輪第12420号、輪第12628号、輪第12629号、輪第12630号、輪第12682号、輪第12683号、輪第12907号、輪第12916号、輪第12965号、輪第12968号、輪第12969号、輪第13028号、輪第13072号、輪第13152号、輪第13153号、輪第13304号、輪第13389号、輪第13394号、輪第13764号、輪第13847号

変更前 東京都渋谷区恵比寿三丁目38番11-603号

変更後 東京都千代田区九段南三丁目8番13号九段靖苑ビル4階

登録番号 輪第13228号、輪第13229号、輪第13242号、輪第13243号、輪第13244号

変更前 埼玉県本庄市東富田88番地2

変更後 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

○農林水産省告示第百三十三号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年二月二十五日

農林水産大臣 林 芳正

1 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第84544号	し尿汚泥肥料	時野バイオ	高島町	山形県東置賜郡高島町大字高島436番地
生第85849号	汚泥発酵肥料	みどりの天使(桜と梅のまち)	雲南市	島根県雲南市木次町木次1013番地1
生第87402号	化成肥料	尿素苦土硫加燐安484	プライムシステム株式会社	石川県金沢市本町二丁目1番3号
生第91007号	化成肥料	化成肥料555	プライムシステム株式会社	石川県金沢市本町二丁目1番3号

2 保証成分量その他の規格(肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格)
 肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格(肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格)は、次のとおりである。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第百五十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十号)第二条の二第一項の規定に基づき、評価方法基準(平成十三年国土交通省告示第百四十七号)の一部を次のように改正する。
 平成二十六年二月二十五日
 国土交通大臣 大田 昭宏

第5の1の1-1(3)イ③中「令第39条第1項」の「ト」に、「同条第4項」を加え、同条③表中「有するくびをいう。」を「有するくびを「鉄丸釘N75」は日本工業規格A5508に定めるN75又はこれと同等の品質を有するくびをいう。」と改める。

第5の1の1-1(4)イ①a中「(3)ロの①及び②」を「(3)ロの②及び③」と改め、「に適合すること。」の「ト」に「この場合において、同号本文中「別表第1により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断されること。」とあるのは「Iwが1.0に評価方法基準に規定する耐震等級(倒壊等防止)に応じた倍率を乗じた値以上となること。」とする。」を加え、同条③中「別表第1」を「別表第6」と改める。

第5の1の1-4(3)ii②及びiii②中「第2節」の「ト」に「(令第39条を除く。)」を加える。

第5の1の1-6中「又は長期応力に対する杭の許容支持力」を「、長期応力に対する杭の許容支持力又は長期応力に対する杭状改良地盤の許容支持力度若しくは許容支持力」と改める。

第5の2の2-1(2)イ②表1及び表2中「すべて」を「全て」と改める。

第5の2の2-1(3)イ①及びii①中「すべて」を「全て」と改め、ii①表③中「4 m以上」を「8 m以上」と改め、ii①表④中「定温式感知器の特種65度の作動試験(ただし、作動までの時間を40秒以内としたものとする。)」及び特種60度」を「定温式感知器の特種(公称作動温度65度のものに限る。)、1種又は2種(居室の上方で天井高さ4 m以上の場所に設置する場合には、特種又は1種)の作動試験(ただし、特種にあっては作動までの時間を40秒以内としたものとする。)」及び特種(公称作動温度60度のものに限る。)、1種又は2種(居室の上方で天井高さ4 m以上の場所に設置する場合には、特種又は1種)」と改める。

第5の2の2-1(3)イ②及びii②中「すべて」を「全て」と改め、ii②表④中「又は(b)」を「、(b)又は(c)」と改め、ii②表⑤中「(c)」を「(c)熱式のものにあっては、イ①a(ii)(a)に掲げる基準に適合していること。」と改める。

第5の2の2-1(3)イ③中「すべて」を「全て」と改める。

第5の2の2-5(1)中「概存住宅」を「既存住宅」と改める。

第5の3の3-1(2)イ③中「とは、鉄筋コンクリート造」の「ト」に「(鉄筋コンクリート組積造を含む。)」を加える。

第5の3の3-1(3)イ①。中「基礎上端まで」の「ト」に「又は地面から土台下端まで」を加え、同条③中「I」を「I及び2」とし、「II、III、IV及びV」を「3、4、5、6及び7」とし、「VI」を「8」と改める。

第5の3の3-1(3)ロ①a(1)表1中「f、g又はh」を「h、i又はj」と改め、同条②を次のように改める。

区分	a	下塗り1		下塗り2		中塗り・上塗り	
		塗回数	塗り回数	塗回数	塗り回数		
1	a	鉛系さび止めペイント	1回	—	—	鉛系さび止めペイント	1回
	b	鉛・クロムフリーさび止めペイント	1回	—	—	鉛・クロムフリーさび止めペイント	1回

第 5 の 3 の 3 の 1 の ③ の ④ の ① 「第 79 条」の「鉄筋コンクリート組積造を除く。」を「**鉄筋コンクリート組積造**」とし、**鉄筋コンクリート組積造**にあっては、**パラペット**等の上端部が**アルミニウム製笠木**その他これと同等の防水性を有する**笠木**により保護されていること。

f 雨水の浸透対策

鉄筋コンクリート組積造にあっては、パラペット等の上端部がアルミニウム製笠木その他これと同等の防水性を有する笠木により保護されていること。

第 5 の 3 の 3 の 1 の ③ の ④ の ② 「f」を「**①f**」とし、**①g**」を「**①g**」とする。

第 5 の 3 の 3 の 1 の ③ の ④ の ③ 「**①f**」を「**①f**」とし、**①g**」を「**①g**」とする。

第 5 の 3 の 3 の 1 の ③ の ④ の ④ 「**①f**」を「**①f**」とし、**①g**」を「**①g**」とする。

第 5 の 4 の 4 の 2 の ② の ① 「、横主管にあっては 10m 以内ごとに掃除口が設けられていること。」を「掃除口が設けられていること。横主管にあっては 15m 以内ごととあって、管の曲がり連続すること、管が合流すること等により管の清掃に支障が生じやすい部分がある場合にあっては、支障なく清掃が行える位置に掃除口が設けられていること。」とする。

第 5 の 4 の 4 の 2 の ② の ② 「、横主管にあっては 10m 以内ごとに掃除口が設けられていること。」を「掃除口が設けられていること。横主管にあっては 15m 以内ごととあって、管の曲がり連続すること、管が合流すること等により管の清掃に支障が生じやすい部分がある場合にあっては、支障なく清掃が行える位置に掃除口が設けられていること。」とする。

第 5 の 5 の 5 「**温熱環境**」の「**・エネルギー消費量**」を「**・エネルギー消費量**」とする。

第 5 の 5 の 5 の 1 の ① 「**省エネルギー対策**」を「**省エネルギー対策**」とする。

第 5 の 5 の 5 の 1 の ② の ① 「**附則 2**」の規定によりなお従前の例によることとされた同告示附則 6 の規定による廃止前の住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成 18 年経済産業省・国土交通省告示第 3 号。以下「**建築主等の判断の基準**」という。)別表第 1 に掲げる地域の区分をいう。」を「以下「**建築主等の判断の基準**」という。)別表第 4 に掲げる地域区分をいう(5-2 において同じ。)」とする。

第 5 の 5 の 5 の 1 の ② の ② 「**外皮平均熱貫流率**」とは、内外の温度差 1 度当たりの総熱損失量(換気による熱損失を除く。)を外皮等(外気等(外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。以下同じ。))に接する天井(小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合にあっては屋根)、壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ。)面積の合計で除した値をいう。

第 5 の 5 の 5 の 1 の ② の ③ 「**平均日射熱取得率**」とは、入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値をいう。

第 5 の 5 の 5 の 1 の ② の ④ 「**年間暖冷房負荷の小ささ**」を「**外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の小ささ並びに壁体内等の結露の発生を防止するために必要な対策の程度**」とする。

第 5 の 5 の 5 の 1 の ② の ⑤ 「次に掲げる住宅の種類に応じ、それぞれ次に掲げるものとする。」を「次の表の(イ)項に掲げる等級に応じ、(ロ)項に掲げる対策が講じられ、かつ、壁体内等の結露の発生を防止するために必要な対策が講じられていることとする。」とする。

(イ)	(ロ)
等級	講じられている対策
4	熱損失等の大きな削減のための対策が講じられていること。
3	熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられていること。
2	熱損失の小さな削減のための対策が講じられていること。
1	—

第 5 の 5 の 5 の 1 の ② の ⑥ 「次にイ又はロのいずれかの基準によるものとする。」を「等級は、地域区分が 1、2、3 又は 4 地域である場合にあってはイ及びハに掲げる基準、5、6 又は 7 地域である場合にあってはイからハマまでに掲げる基準、8 地域である場合にあってはロ及びハに掲げる基準におけるそれぞれの等級のうち、最も低いものとする。ただし、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成 25 年国土交通省告示第 907 号。以下「**設計施工指針**」という。)附則 5 に掲げる基準に適合している場合にあっては、イ及びロの基準において等級 4 の基準に適合しているものとみなす。」とする。

第 5 の 5 の 5 の 1 の ② の ⑦ 「等級は、次に掲げる基準におけるそれぞれの等級(個別条件の下で求められる等級と特定条件の下で求められる等級のいずれか高い方の等級とすることができる。5-1 において同じ。)のうち、最も低いものとする。」を「次に掲げる基準におけるそれぞれの等級(個別条件の下で求められる等級と特定条件の下で求められる等級のいずれか高い方の等級とすることができる。5-1 において同じ。)のうち、最も低いものとする。」とする。

第 5 の 5 の 5 の 1 の ② の ⑧ 「熱損失係数等による」を「**熱損失係数等による**」とする。

第 5 の 5 の 5 の 1 の ② の ⑨ 「外皮平均熱貫流率に関する」を「**外皮平均熱貫流率に関する**」とする。

第 5 の 5 の 5 の 1 の ② の ⑩ 「熱損失係数に関する基準」を「**熱損失係数に関する基準**」とする。

第 5 の 5 の 5 の 1 の ② の ⑪ 「次の表の(イ)項に掲げる等級ごとに、(ロ)項に掲げる地域区分に応じ、外皮平均熱貫流率がそれぞれ同項に掲げる基準値以下であること。」を「次の表の(イ)項に掲げる等級ごとに、(ロ)項に掲げる地域区分に応じ、外皮平均熱貫流率がそれぞれ同項に掲げる基準値以下であること。」とする。

等級	(ロ) 外皮平均熱貫流率(単位 W/(m ² ・K))						
	1	2	3	4	5	6	7
4	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87
3	0.54	0.54	1.04	1.25	1.54	1.54	1.81
2	0.72	0.72	1.21	1.47	1.67	1.67	2.35
1	—	—	—	—	—	—	—

第 5 の 5 の 5 の 1 の ② の ⑫ 「夏期日射取得係数に関する基準」を「**①の外皮平均熱貫流率は、建築主等の判断の基準 I の第 2 の 1 の 1-3 (1)イからハマまでに定める計算方法又は設計施工指針 2 (1)に定める計算方法により算出すること。なお、等級 4 の場合に明示することができる外皮平均熱貫流率は、単位を W/(m²・K)とし、小数点第三位を切り上げた値とすること。**」とする。

第 5 の 5 の 5 の 1 の ② の ⑬ 「熱貫流率等による」を「**熱貫流率等による**」とする。

第 5 の 5 の 5 の 1 の ② の ⑭ 「冷房期の平均日射熱取得率に関する」を「**冷房期の平均日射熱取得率に関する**」とする。

第 5 の 5 の 5 の 1 の ② の ⑮ 「等級 4」を「**等級 4**」とする。

第 5 の 5 の 5 の 1 の ② の ⑯ 「次に掲げる住宅の種類に応じ、それぞれ次に掲げるものとする。」を「次の表の(イ)項に掲げる等級に応じ、(ロ)項に掲げる対策が講じられ、かつ、壁体内等の結露の発生を防止するために必要な対策が講じられていることとする。」とする。

(イ)	(ロ) 冷房期の平均日射熱取得率			
等級	5	6	7	8
4	3.0	2.8	2.7	3.2
3	4.0	3.8	4.0	4.5
2	—	—	—	—
1	—	—	—	—